

令和2年度における差押不動産等の鑑定評価等に係る 鑑定人の公募について

各国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）において、令和2年度に差押不動産（国税徴収法第89条の2第4項に規定する特定参加差押不動産を含む。以下同じ。）又はそれ以外の不動産（以下「差押不動産等」という。）の鑑定評価等を依頼する不動産鑑定士を下記のとおり公募により募集します。

記

1 募集期間

令和2年2月3日（月）から令和2年2月21日（金）まで

2 依頼する業務

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）までの間に行う次の業務です。

- (1) 差押不動産等の鑑定評価
- (2) 差押不動産等の現況調査に係る調査報告書の作成又は意見書の作成
- (3) (1)及び(2)に付随する諸業務

3 応募手続

- (1) 申請書類の配付開始時期
令和2年2月3日（月）
- (2) 申請書類の配付場所
各国税局の会計課又は徴収部（徴収課、特別整理総括課、管理運営課等）の窓口
- (3) 応募の受付先（申請書類の提出先）
各国税局の会計課
- (4) 応募（申請書類）の受付期間
令和2年2月3日（月）から令和2年2月21日（金）まで（必着）

4 留意事項

- (1) 応募資格や依頼する業務内容の詳細等については、各国税局で行う公告の「応募要領」及び「仕様書」をご確認ください。
- (2) 応募手続は、鑑定評価等を希望する不動産の所在地を管轄する国税局ごとに行う必要があります。応募の受付先（申請書類の提出先）、照会先、各国税局の管轄都道府県は、下表をご確認ください。
- (3) この契約は単年度契約であるため、前年度契約した不動産鑑定士の方も改めて応募手続を行ってください。

申請書類の提出先及び照会先

鑑定評価等を希望する不動産の所在地のある都道府県	提出先、照会先、電話番号	住 所
北海道	(提出) 札幌国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 011-231-5011	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第二合同庁舎
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	(提出) 仙台国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 022-263-1111	〒980-8430 仙台市青葉区本町 3 丁目 3 番 1 号 仙台合同庁舎
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、新潟県、長野県	(提出) 関東信越国税局 会計課 (照会) 同 特別整理総括第二課 (電話) 048-600-3111	〒330-9719 さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県	(提出) 東京国税局 会計課 (照会) 同 特別整理総括第二課 (電話) 03-3542-2111	〒104-8449 中央区築地 5 丁目 3 番 1 号
富山県、石川県、福井県	(提出) 金沢国税局 会計課 (照会) 同 徴収課 (電話) 076-231-2131	〒920-8586 金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎
岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県	(提出) 名古屋国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 052-951-3511	〒460-8520 名古屋市中区三の丸 3 丁目 3 番 2 号 名古屋国税総合庁舎
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	(提出) 大阪国税局 会計課 (照会) 同 特別整理総括第二課 (電話) 06-6941-5331	〒540-8541 大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 63 号 大阪合同庁舎第 3 号館
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	(提出) 広島国税局 会計課 (照会) 同 徴収課 (電話) 082-221-9211	〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 1 号館
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	(提出) 高松国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 087-831-3111	〒760-0018 高松市天神前 2 番 10 号 高松国税総合庁舎
福岡県、佐賀県、長崎県	(提出) 福岡国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 092-411-0031	〒812-8547 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎
熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	(提出) 熊本国税局 会計課 (照会) 同 徴収課 (電話) 096-354-6171	〒860-8603 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟
沖縄県	(提出) 沖縄国税事務所 会計課 (照会) 同 統括国税徴収官 (電話) 098-867-3601	〒900-8554 那覇市旭町 9 番地 沖縄国税総合庁舎

(注) 電話番号は、各国税局(事務所)の代表電話を記載しています。